３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（解体工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年１月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和８年３月５日
近畿地方整備局長　齋藤　博之
１　処分をした年月日　令和８年１月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社テイエム技建　梅本　大勝　大阪府東大阪市吉原２－９－17　国土交通大臣許可（般－２）第26175号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年１月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告